

令和3年度事業計画

理念

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている多種多様な福祉課題を地域全体の問題と捉え、福祉コミュニティの構築と地域福祉の推進に努めます。

1 はじめに

人口減少、少子高齢化（当市高齢化率：令和2年10月現在26.3%）や単身世帯の増加などの社会構造の変化により、支援を必要とする人はさらに増加することが予測されています。

こうした社会情勢のなか、国においては令和2年6月5日「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が可決され社会福祉法が改正されました。

今回の改正の趣旨は、「地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。」とのことで、具体的には次のような内容となります。

- ①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- ③医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- ④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑤社会福祉連携推進法人制度の創設

その中でも、本会として特出すべきは①であり社会福祉法、介護保険法、障がい者総合支援法、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施する重層的支援体制整備事業を市町村が実施できることとなりました。

本会では、上記を踏まえ、4月から障がいを持った方、またそのご家族のための総合相談窓口として、自立した生活が送れるよう必要な援助や情報提供を行う「基幹相談支援センター事業」を受託し、障がい者福祉の強化を図ります。また、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所で相談や情報提供、助言等を行う「利用者支援事業」を受託し、子育て支援の機能強化を図り、包括支援センターを含め重層的な支援体制の整備を進めてまいります。

当会の使命でもある中核的役割を果たすと共に、従来からの地域福祉推進の実現に向け以下のとおり「目標」及び「重点的に取り組む事項」を掲げ、効果的な展開を図るため実行予算の編成を行うものとします。

目標

(1) 地域福祉活動計画に基づく事業の遂行

「第2次つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、計画の基本理念の達成に向け各事業を遂行します。尚、事業の進捗状況につきましては計画推進委員会を組織し管理・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 住民参加・協働による事業展開

地域住民、民生委員児童委員、福祉施設、ボランティア及び住民活動団体や福祉サービスを提供する事業者、更には

市内5地区の協議体を含め、地域のあらゆる組織と相互理解及び協働により、住民主体・住民参加の地域福祉活動の実現を図る事業を展開します。

(3) 地域で支え合う利用者本位の福祉サービスや重層的な支援体制の確立

地域の福祉ニーズに対して、福祉、保健、医療などの関係分野が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制の確立と、高齢者、障がい者、子育て世帯及び貧困世帯に対する重層的な支援体制を整備します。

(4) 地域コミュニティの構築

地域に住む支援が必要な高齢者にとって、近所に住む方を気にかける気持ちが重要と考えます。以前は当たり前であった近隣同士の助け合いや支え合いの心が薄れ、近所付き合いのあり方までもが、社会問題として取り上げられてきました。それらの課題については、上記協議体を主体にもう一度見つめ直し、地域コミュニティ構築の一助を担います。

(5) 地域の福祉ニーズに対応する事業の確立

制度の隙間にあり、行政的な支援を受けられない状態にある人々への支援に心がけ、既存の事業を通じて地域の福祉課題に対し、地域住民や団体・組織と協働して新たなサービスや事業の開発に取り組みます。

(6) 情報公開及び情報提供

地域に一番身近な組織として運営の透明性と中立性・公正性の確保を図り、事業内容や財政内容、また、福祉制度やボランティアなどに関する福祉情報を発信します。

(7) 個人情報の保護の徹底

社協が保有する地域住民や利用者及びその家族などの個人情報の保管や活用にあたっては、個人情報保護規程に基づき遵守します。協力者や関係団体に対しても守秘義務の遵守を徹底すると共に、厳格な取り扱いのもと情報漏洩の防止に努めます。

(8) 苦情解決体制の強化とサービスの向上

苦情などに関して、第三者委員の活用や苦情受付窓口などの強化を図ります。また、サービス利用者の権利擁護に十分配慮するとともに、意見箱を活用し、サービスの向上を図ります。

(9) 事業評価による効果的、効率的な運営

継続した事業評価を行い、事業の見直しを図ると共に職員一人ひとりのコスト意識を高め、効果的・効率的な運営を目指します。

(10) 自主財源の確保

会費・寄附金・共同募金配分金などの財源の確保を図り、自主財源の比率を高めるよう努めます。

(11) 法令遵守による適切な運営

法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりに努めます。

(12) 組織体制の確立

民間組織の自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性の性格をあわせ持つ「地域福祉を推進する団

体」として、地域住民及び地域の福祉関係団体から信頼される組織づくりを目指します。

(13) 職員の意識改革

人事評価を実施し人材育成に努めると共に、各職員が事業における具体的目標を設定し、具現化するための目標管理を行い職務に対する意識改革を図り「社協職員としての自覚」「マンパワー」「事業視点」「地域住民・行政との協働」「福祉関係事業所及び団体と行政との調整」「コスト削減」などを再認識し、質の高い市民サービスの向上を目指します。

2 事業方針

- (1) 地域の住民や団体の相互理解と協働・連携による福祉活動を推進します。
- (2) 利用者本位の福祉サービスを実現します。
- (3) 福祉ニーズを把握し総合的な支援体制の実現に努めます。
- (4) 情報公開と説明責任を果たし信頼される組織を目指します。
- (5) 法令を遵守し効率のよい自立した経営を行います。

3 重点的に取り組むべき事項

社協は、公益性が高く中立的な立場にある民間の非営利団体として、その使命と理念を実現するため既存事業の継続はもとより事業の見直し（PDCAサイクル）や、福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、以下のとおり重点的に取り組む事項を掲げます。

<法人運営課>

(1) 総務係

法人の健全経営や地域福祉の担い手としてふさわしい事業を効果的かつ適正に行うため、自立的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上ならびに事業経営の透明性を確保するため、次の課題に取り組みます。

① 透明性の高い法人運営

社会福祉法人制度の動向を踏まえて、会務運営や財務活動等における法令遵守のさらなる徹底を図るとともに、情報開示に積極的に取り組むことにより、透明性の高い法人運営を進めます。

② 運営基盤の強化・充実

理事会及び評議員会による適正な法人運営を行い、適正な労務管理、処遇改善及び労働環境の改善に努めるとともにITを活用した業務改善に取り組み、業務の効率化を図ります。

③ 財務規律の確立と持続可能な財政運営

財務規律の確立を図るとともに、基金や積立金等の安定的な運用と利用料や補助金、委託料の確保、予算の効果的、効率的な執行と経費削減に努めることにより、持続可能な財政運営を進めます。

④ 職員の資質向上

組織運営や業務に関連する研修会に積極的に参加し、職員の一層の育成に取り組むことはもとより、職員も自ら自己啓発に励み資質向上に取り組み、業務全般の質的充実を図ります。

⑤ 社協事業への理解と賛同者の増強

会費・募金・寄付などの自主財源の安定した確保に向けて、各財源の使途説明や事業内容の周知を図り社協の役割と機能の理解を地域住民や各関係者・団体等に働きかけ、賛同者の増加に努めます。

(2) 事業係

地域における生活課題は日々変化し、今後ますます多様化する福祉ニーズに対して社協の果たすべき役割を明確に把握し、地域のニーズに寄り添い、柔軟性を発揮した事業展開を推進していきます。

① 心配ごと相談事業

生活の中でのさまざまな悩みや困りごと、心配ごとを抱える方々を対象に「法律相談」「心配ごと相談」を弁護士及び経験豊富な相談員が相談に応じ、問題解決に努めます。

② 貸付及び生活困窮者支援

緊急に経済的な援護を必要とする生活困窮者に対し、無利子で資金を貸し付けすることにより当面の事態を乗り切り自立更生を図ることを目的とした「小口資金貸付事業」の実施及び低所得、障がい者、高齢者の方々に資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活が送れるよう支援していきます。

③ 指定管理施設の運営

きらくやまふれあいの丘の管理運営を開館当初より培ってきたノウハウを存分に発揮し、サービスの向上に繋がる自主事業を積極的に展開するとともに、コスト削減、運営の効率化を図ります。

④ 福祉団体との協働・連携

関係福祉団体（高年クラブ・戦没者遺族会・子ども会・母子寡婦福祉会）における課題や問題意識、目的を共有し、それぞれの役割を担いながらパートナーシップをとり、効率的な事務の支援を図ります。

⑤ 児童・青少年福祉の推進

将来のボランティアの担い手として活躍できるよう様々な福祉に触れるきっかけ作りの場となる福祉移動教室・インスタントシニア体験・ワークキャンプ事業をとらして福祉への理解と啓発に努めます。

(3) 障がい者支援係

新たに基幹相談支援センター事業の委託を受け、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として体制強化を図ります。「ひまわり園」では、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう生産活動や創作活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

○基幹相談支援センター（ポプラ）

地域の相談支援の拠点として障がい者（児）の総合的な相談業務を行うほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整を行います。また、入所施設や精神科病院等と連携しつつ、地域移行・地域定着に向けた支援を行います。

○地域活動支援センター（ひまわり園）

① 特性に合わせた支援

生産活動（軽作業等）を通し、利用者一人ひとりの特性を配慮し、働く意欲と作業能力・知識向上を支援します。また、創作活動（調理実習・レクリエーション等）を通し、楽しみながら技術の習得をすることができるよう支援します。

② 社会適応支援

社会見学・余暇活動等の機会を多くし、社会との交流を持ち、ルール・マナーを身につけるよう取り組みます。また積極的に地域イベント等に参加する機会を持ち、障がいに対する理解について啓発し、地域との交流が広がるよう支援していきます。加えて、利用者の体調管理に留意するとともに健康維持にも努めていきます。

○指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

障がい者及び障がい児の自立した生活を支え、障がい者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

(4) こども支援係

「すべての子どもたちが笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じることができるように」を目標に、ファミリーサポートセンター・子育て支援室・保育園の運営を行います。

○子育て支援室・ファミリーサポートセンター

すこやか福祉館内で開設しているきらくやま子育て支援室においては、専門職の配置を強化して子育てに関する相談や情報提供を行う利用者支援事業など、親子の交流の促進に努めます。また、9月から開始を予定している妊産婦が安心して出産・子育てに臨めるよう家事・育児のサポートを行う療育支援訪問事業が加わり、妊娠からの切れ間のない継続的支援を目指します。さらに子育て世帯が安心して働き、仕事と育児を両立できる環境の整備と地域の子育て力を高めるためファミリーサポートセンターの充実を目指します。

○ふれあい第1保育園・ふれあい第2保育園

全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すと共に、園児たちの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営及びその支援を行い、又、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

① 保育の特徴

子どもたちがたくさんの体験に出会い、発見したり驚いたり、おいしい！うれしい！きれい！と素直な心が育つように、そしてどの子もいっぱい遊びを楽しむことができるよう努めます。

② 職員研修

- ・緊急時対応マニュアル各種の実践ロールプレイ
- ・全保育士園内研修（毎月1回 行事内容計画・保育知識の習得・技能向上実習）
- ・つくばブロック保育協議会に加入し、年間講演会2回、講習会3回、研究会（保育士、主任保育士）
- ・茨城県社会福祉協議会・茨城県保育協議会、新任研修・中堅研修

③ 安全対策と事故防止

当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、内閣府の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」をもとに事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備し適切な対応に努めていきます。

- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための研修や対策を講じます。
- ・厚生労働省のガイドラインをもとにマニュアルを策定し、日々安心安全な給食を提供していきます。
- ・不定期に調理従事者及び調理器具の ATP 検査を受け適切な環境を保っていきます。
- ・事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、市こども課にも報告します。

<生活相談課>

(1) 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築のために中核的な役割を果たしていけるように努めていきます。

① 地域包括支援センターの包括的支援（運営）

(ア) 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、地域における適切なサービスや関係機関・制度利用に繋げる等の支援を行うとともに、継続的・専門的かつ総合的な相談支援を行います。また、地域の身近な相談窓口としてランチとも連携を図り、相談支援を行っていきます。

(イ) 虐待対応

市と連携し、通報等に対する早期対応を行えるように体制を構築しつつ、虐待防止及び早期発見に向けた周知活動やネットワークの充実についても取り組んでいきます。

(ウ) 権利擁護

成年後見制度についての相談対応を中心に、消費者被害の未然防止と問題解決を図るために、各関係機関と連携した研修会の開催や、周知活動を積極的に取り組んでいきます。

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた適切なケアマネジメントが行えるように、困難事例等への助言及び研修会の開催や情報交換会の開催を行うとともに、地域の介護支援専門員との連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援も行います。

(オ) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、その置かれた環境、その他の状況に応じて高齢者本人の選択に基づき、予防や生活支援サービス事業所等が包括的かつ効率的に提供されるよう、介護予防サービス計画を作成し、関係機関との連絡調整等を行います。また、介護予防委託事業所とも連携し支援を行います。

② 地域包括支援センターの包括的支援（社会保障充実分）

（ア）在宅医療・介護連携推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して包括的かつ継続的な在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制づくりや周知啓発活動に必要な支援を行います。

（イ）認知症総合支援

認知症初期集中支援の実施や、ネットワーク体制整備及び周知活動を行い、認知症や認知症の疑いがある高齢者が、早期の段階から適切な診断や対応が受けられ、また、認知症に関する正しい知識と理解に基づいた本人や家族への支援などを通し、地域での総合的かつ継続的な支援体制を確立していきます。

（ウ）地域ケア会議推進

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう地域の課題を抽出し地域住民と専門職等が協働し、公的サービスや住民活動等を効果的に行い、地域のネットワーク構築やケアマネジメントの資質向上を図り、地域課題の把握から資源開発等に努めます。

（２）生活支援係

① 日常生活自立支援の強化

判断能力が低下し意思確認が困難なケースは、成年後見制度の利用を視野に状況に応じた適切な支援を行います。今後、ニーズ拡大や必要性の高まりが予想されるため体制を強化します。

② 生活困窮者自立支援制度への対応

所得の減少や失業の長期化、離職等の経済的な問題により、生活上の様々な困難に直面している方に対し、既存の事業（日常生活自立支援事業、生活福祉資金、小口貸付事業、地域ケア事業）で培われてきたノウハウを活用し関係機関と密に連携を図り対応します。

③ 地域ケアシステム推進事業

支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、地域ケアコーディネーターが中心となり、保健・医療・福祉などのサービスや支援方法について検討及び調整するとともに地域で支え合う仕組みづくりに努めます。

<地域福祉推進課>

（１）ボランティア市民活動センター

ボランティア市民活動センターの機能及び体制整備の充実を図るとともに事務の効率化に留意してボランティア活動を推進していきます。

① 発掘及び育成支援

ボランティア連絡協議会や登録ボランティア団体・個人と連携し、各団体の活動内容や会員募集等をホームページやSNS等を通じて発信し、多くの市民へ情報の周知を行います。また「地域支え合いボランティア講座」や「日帰り学生ボランティア講座」等を開講し、地域での新たな担い手や学生等の若い世代のボランティアの発掘に努めます。

② プラチナ世代に対する事業

地域参加を目的として、色あせず元気でアクティブに輝き続ける方を対象に「男塾」講座や「レディース」講座などを開催し、プラチナ世代の方々が長年培ってきた知識や経験に趣味的要素をプラスし、今後の地域活動に活かせるような事業を進めていきます。

③ 災害ボランティアセンター体制整備及び災害ボランティアの育成

社協は、災害時に設置する災害ボランティアセンターの体制整備や避難所などの運営、また、災害時のボランティア調整など大きな役割を担います。これらを迅速に行えるよう組織した災害ボランティア登録制度の充実に努めます。また、市民を対象とした「災害・防災講座」を開催し、新たなボランティアの育成に努めます。

④ 高齢者福祉の推進

高齢者の支援においては、地域住民主体の事業である「小地域会食サービス」と「ふれあいいいききサロン」の拡充を図るとともに、オンラインを利用した新たな交流の形を検討するなど、助け合い支え合いの心のかよう地域づくりの推進に努めます。

また「ちょこっと買い物ツアー」の充実に努めるため、市内の2社会福祉法人との連携協力を努めます。

⑤ 障がい福祉の推進

知的・発達障がいのある子どもたちが、市民ボランティアと共に触れ合う「料理教室」や「体操教室」など週末余暇支援の活動場所の拡充を図ります。また、障がい児親の会や障がい者団体、伊奈特別支援学校等の支援に努めます。その他、障がいに対する正しい理解と対応を学ぶ「障がい児者支援研修会」や「施設視察研修」等の活動や広報等を通して引き続き、障がい福祉の啓発に努めます。

⑥ 地域福祉の推進

地域のボランティアや担い手と協力し、多世代交流を目的とする新たな子ども食堂（地域食堂）を開設し、地域に居住する子どもから高齢者まで年齢を問わずに地域のコミュニティの輪を広げる居場所作りに努めます。

また、地域の皆様からいただいた食料品等を生活困窮世帯や母子父子家庭等に配布する「社協フードパントリー事業」の実施に向けて努めます。

⑦ 生活支援体制整備事業

高齢者を始めとする市民の方々が、年齢を重ねても住み慣れた地域で生き生きと生活ができるよう、地域住民や様々な団体・機関など多様な主体と連携し、生活支援サービスの整備や介護予防・社会参加の促進に努めます。また、第1層協議体では生活支援コーディネーターを設置し、第2層協議体では市内5圏域の地域支え合い会議の運営を行います。